第六十二条	第五十八条第五項	第五十八条第五項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
別表第四	第三条の二	第三条の二（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（削る。）

（削る。）

第三条　法附則第六条第六項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通行の制限又は遮断を行う場所

二　通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

三　通行の遮断にあつては、その期間

第四条　法附則第七条第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法附則第七条第一項の規定による勧告をする旨

二　改善すべき事項の内容

三　前号の内容ごとの具体的な改善方法

四　改善すべき期限

五　その他必要と認める事項

2　前項第四号に規定する期限は、一週間を原則とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。

第五条　法附則第七条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法附則第七条第二項の規定による命令をする旨

二　勧告に従わなかつた事実

三　とるべき措置の内容

四　措置をとるべき期限

五　その他必要と認める事項

2　前項第四号に規定する期限は、一週間を原則とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に措置をとることが困難と認められる場合には、とるべき措置の内容に応じた合理的な期間とする。

別記

様式第十号（第十四条関係）

一

（略）

◎　この手帳取扱上の注意

1　この手帳は、家畜伝染病予防法第８条（第31条第３項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。

2　（略）

（削る。）

別記

様式第十号（第十四条関係）

一

（略）

◎　この手帳取扱上の注意

1　この手帳は、家畜伝染病予防法第８条（第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定により交付するものです。

2　（略）